

静岡県告示第233号

新規産業立地事業費補助金交付要綱（平成15年静岡県告示第317号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。</p> <p>ア 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(i) 企業等が、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）<u>第2条第3項第18号</u>に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して工場等の建物の新築、増築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。</p> <p>ア 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(i) 企業等が、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）<u>第2条第3項第21号</u>に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して工場等の建物の新築、増築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。